

II 共生社会づくりにかかわる人づくり

1 豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化

① いのちの尊重に関する教育の推進

取組 1 いのちの授業 ⁷ の取組					
主な取組	- 公立小・中学校（政令市・中核市を除く）合わせて4校を「いのちの授業実践研究校」に位置付け、学校全体でいのちを大切にすることを育む取組を推進した。 - 各県立学校では、校長講話等を通して、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について周知した。 - 第13回「いのちの授業」大賞の作文等募集において、13,376件の応募があり、表彰式を実施した。あわせて、「第13回『いのちの授業』大賞文集」を作成し、配付した。				
	【「いのちの授業」大賞作文等応募件数】 (件)				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	10,530	11,822	12,353	13,102	13,376
今後の取組方針	「第13回『いのちの授業』大賞文集」等を活用し、小・中・高等学校・特別支援学校等に対し「いのちの授業」の更なる普及啓発を図るとともに、いのちの大切さをテーマにした実践事例を収集・発信する。				

② いじめ・暴力行為などを防止するための取組

取組 1 かながわ元気な学校ネットワーク推進会議 ⁸ を中心とした取組	
主な取組	- すべての子どもが安全・安心に学び育つ学校づくりに向け、「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を開催するとともに、これからの学校の在り方について協議を行った。 - 学校での教育実践を県民に広く理解していただくため、神奈川新聞の連載記事「教室に行こう」で37回の掲載を行った。 - 地域の大人たちが子どもの育ちを応援する運動「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」の一環として、5地区で地域フォーラムを開催し、児童・生徒がいじめや暴力行為等の防止に向けた自校の取組の発表等を行った。 - 学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組が更に充実していくことをめざし、かながわ元気な学校づくり通信「はにいい」を5回発行しホームページに掲載するなど、各学校等で行われている様々な取組に関する情報を収集し、具体の姿を広く発信した。
今後の取組方針	「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」の取組を充実させるため引き続きその在り方を検討していくとともに、PTA協議会等との連携等により、各学校・地域において、新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりに向けた様々な対話の場が持たれるよう、地域フォーラム等で取組の実施方法を継続して検討する。

⁷ いのちの授業

子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にすることを育み、かながわを担う人づくりを進めるため、学校の授業や行事、地域での活動など、様々な場面でいのちの大切さや他人への思いやりなどを伝え、共に学びあう取組。県内すべての学校（幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・中等教育学校・義務教育学校・高校・特別支援学校）で実施。

⁸ かながわ元気な学校ネットワーク推進会議

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などの問題を防止し、県内のすべての学校や地域に子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進するために設置した会議。

	・ かながわ元気な学校ネットワークの理念や推進会議における協議の内容等を様々な事業に生かすことで、引き続きすべての子どもが安全・安心に学び育つ学校づくりに取り組み、問題行動や不登校の未然防止を図る。 ・ 引き続き、魅力ある学校づくりの取組の効果を普及させるとともに、子どもたちの「こえ」を教育活動の改善に生かす取組の普及を図る。 ・ 学校や子どもたちが、自らの取組に自信を深めるとともに、他校の実践例を取り入れ、取組が更に充実していくよう、「はにいい」の発行を継続していく。また、ホームページ等を活用し、学校の教育活動や生徒指導の意義等について保護者や地域の方にご理解を得られるよう普及・啓発に取り組む。
取組2 小・中学校の道德教育の一環としての取組	
主な取組	・ 道德教育の推進を主に担当する「道德教育推進教師」が参加する各地区の協議会等において、「『傍観者』に焦点を当てたいじめ防止の授業例等」教員用指導リーフレットを活用し、児童・生徒がいじめを自分たちの問題として主体的に考え、行動できるような力を育む指導の促進に取り組んだ。 ・ 市町村教育委員会等が開発した優れた教材や各学校等で取り組んでいる授業実践の好事例などを収集し、周知することで、いじめ・偏見・差別等を未然に防ぐ道德教育の普及を図った。
今後の取組方針	・ 令和7年度に作成した「道德教育推進リーフレット～校内で道德教育を推進するために～」を各学校に周知し、道德教育の充実につなげる。 ・ 県が主催する「道德教育研修講座」及び「地区道德教育研修講座」等において、各地域の実践状況や自校の全体計画を持ち寄り協議するなど、各地区の情報を共有することで更なる道德教育の推進を図る。

③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実

取組1 スクールカウンセラー⁹の配置・活用	
主な取組	・ 公立小・中学校（政令市を除く）では、すべての公立中学校174校（中学校区¹⁰の小学校にも対応）にスクールカウンセラーを週1日配置するとともに、重点配置校の90校には、週2日配置した。 ・ 県立高等学校及び県立中等教育学校では、教育相談体制の強化を図るため、スクールカウンセラーをすべての学校に週1日配置した。 ・ スクールカウンセラーの資質向上のため、スクールカウンセラースーパーバイザー¹¹（1名）を教育局に、スクールカウンセラーアドバイザー¹²（5名）を横須賀市と4教育事務所に配置した。 ・ 不登校の生徒に配慮した教育を行う学びの多様な学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、政令市を除くオンライン支援拠点¹³の公立中学校（7校）にスクールカウンセラーを配置した。

⁹ スクールカウンセラー

臨床心理士や公認心理師等、児童・生徒の心の問題に対応するため、児童・生徒や保護者への相談・助言、教職員への助言等を行う職。

¹⁰ 中学校区

中学校の通学区域であり、1つの中学校とその通学区域内にある複数の小学校を総称するもの。

¹¹ スクールカウンセラースーパーバイザー

スクールカウンセラーに対する指導・助言や、学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーションなどを行う職。

¹² スクールカウンセラーアドバイザー

特に経験豊富なスクールカウンセラーが担い、スクールカウンセラーに対する指導・助言や重大な事案又は緊急に対応する必要がある事案が発生した学校等に対する助言などを行う職。

¹³ オンライン支援拠点

対面でのカウンセリングが困難である児童・生徒等に対し、スクールカウンセラーがオンラインによる面談を実施し、課題解決に向けた支援を行うための拠点。

今 後 の 取組方針	・ 公立小・中学校（政令市を除く）では、引き続き、スクールカウンセラーが週 2 日勤務する重点配置校を90校とするとともに、県立高等学校及び県立中等教育学校では、スクールカウンセラーをすべての学校に週 1 日配置し、教育相談体制の充実を図る。 ・ 家から出ることや、学校やフリースクール等に通うことが難しい子どもやその保護者に対して、1 人 1 台端末等を活用し、スクールカウンセラーによる遠隔での面談を行う。 ・ スクールカウンセラースーパーバイザーやスクールカウンセラーアドバイザーの巡回相談等を実施するとともに、スクールカウンセラー連絡協議会等において、児童・生徒の抱える困難に対応できるカウンセリングスキルの向上や教職員に対するコンサルテーションの充実に向けた研修を実施する。 ・ 引き続き、県内の学びの多様化学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、政令市を除くオンライン支援拠点の公立中学校（7 校）にスクールカウンセラーを配置し、不登校対策の強化を図る。
取組 2 スクールソーシャルワーカー¹⁴の配置・活用	
主な取組	・ 公立小・中学校（政令市・中核市を除く）に対応するスクールソーシャルワーカーを、引き続き教育事務所に50名配置した。また、県立高等学校及び県立中等教育学校では、すべての学校に週 1 日配置した。 ・ スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー¹⁵（1 名）を教育局に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーアドバイザー¹⁶（4 名）を教育事務所へ配置した。 ・ ヤングケアラーや外国につながるのある児童・生徒への効果的な支援について事例収集し、スクールソーシャルワーカー等連絡協議会等において情報提供し、支援の充実を図った。 ・ 不登校の生徒への登校支援や進路支援など、社会的自立に向けたサポートを行うため、県立高校における不登校の生徒への対応に係るスクールソーシャルワーカーを県立高校（30名）及び県立総合教育センター（1 名）に配置し、不登校の生徒への支援を強化した。
今 後 の 取組方針	・ 公立小・中学校（政令市・中核市を除く）に対応するスクールソーシャルワーカーを教育事務所に引き続き50名配置するとともに、スクールソーシャルワーカーアドバイザーを 4 名配置するなど、各学校の教育相談体制の充実を図る。 ・ 県立高等学校及び県立中等教育学校においては、引き続き、すべての学校に週 1 日配置するとともに、不登校の生徒の社会的自立に向けたサポートを行うスクールソーシャルワーカーを県立高校（30名）及び県立総合教育センター（1 名）に配置する。 ・ ヤングケアラーや子どもの貧困など、子どもたちが抱える困難への理解促進や効果的な対応を行うため、福祉部局と更なる連携を図る。

¹⁴ **スクールソーシャルワーカー**

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う職。

¹⁵ **スクールソーシャルワーカースーパーバイザー**

スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言、スクールソーシャルワーカーの活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討及び県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言などを行う職。

¹⁶ **スクールソーシャルワーカーアドバイザー**

スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言、教育事務所管内スクールソーシャルワーカーの活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討及び県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言などを行う職。

取組3 不登校の児童・生徒への支援	
主な取組	・ 不登校の子どもへの支援に関する保護者向けリーフレットを、不登校相談会で配付するほか、市町村教育委員会及び各公立小・中学校や教育支援センター¹⁷等を通じて、保護者への周知を図った。 ・ 「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」主催で、児童・生徒、保護者等を対象にした不登校相談会・進路情報説明会を9回開催し、延べ885名が来場した。 ・ 不登校の高校生の社会的自立を促すために、県立総合教育センターにおいて学習支援を含めた支援を行う「K-room」を46日開室し、高校生向けリーフレットを作成して教職員向け案内とともに県立学校に配付・周知した結果、延べ69名が利用した。 ・ 学校内の子どもの居場所を確保するため、公立小・中学校（政令市を除く）に支援員を配置した。 ・ 不登校の児童・生徒が安心して過ごせる居場所を確保するため、公立小・中学校に校内教育支援センターを設置する市町村（政令市を除く）に対して支援員の配置に必要な経費を補助した。
今後の取組方針	・ 中学校区（政令市を除く）に児童・生徒一人ひとりに合ったきめ細かな学習指導や相談業務等を行うための学校生活支援員を配置し、すべての児童・生徒の学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える。 ・ 不登校の子どもの社会的自立を支援するため、メタバースによる居場所や学びの場の提供など、フリースクール等との連携をより一層強化する。 ・ 県立総合教育センターにおける「K-room」での取組の成果を、引き続き、県立学校長会議幹事会、県立学校教育相談コーディネーター会議等で発信するとともに、県立学校等における校内支援の充実につなげる。 ・ 引き続き、国の補助事業を活用し、市町村（政令市を除く）が設置する校内教育支援センターにおいて、児童・生徒に対して学習支援や相談支援を行う支援員を配置するために必要な経費の補助を行う。
取組4 学校緊急支援チーム ¹⁸ の派遣	
主な取組	・ 児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることのできる環境を整備するため、「学校緊急支援チーム」を31回派遣した。 ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる研修や、「学校緊急支援チーム連絡協議会」を開催し、事例検討等を行うことにより、学校緊急支援チーム構成員のスキルアップを図った。
今後の取組方針	・ 事案発生後、速やかに学校緊急支援チーム構成員の臨床心理士を派遣できるよう、引き続き、臨床心理士との円滑な連絡・調整に努める。 ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる研修や、「学校緊急支援チーム連絡協議会」の開催、事例検討等を行うことにより、引き続き、学校緊急支援チーム構成員の共通理解を深め、スキルアップを図る。
取組5 ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修講座の実施	
主な取組	・ 医療、福祉等の専門機関とのネットワークをより充実できるよう、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー等を講師として、公立小・中学校（政令市を除く）及び県立学校で教育相談の中核を務める教員等を対象に、事例検討等の実践的な研修を実施した。

¹⁷ 教育支援センター

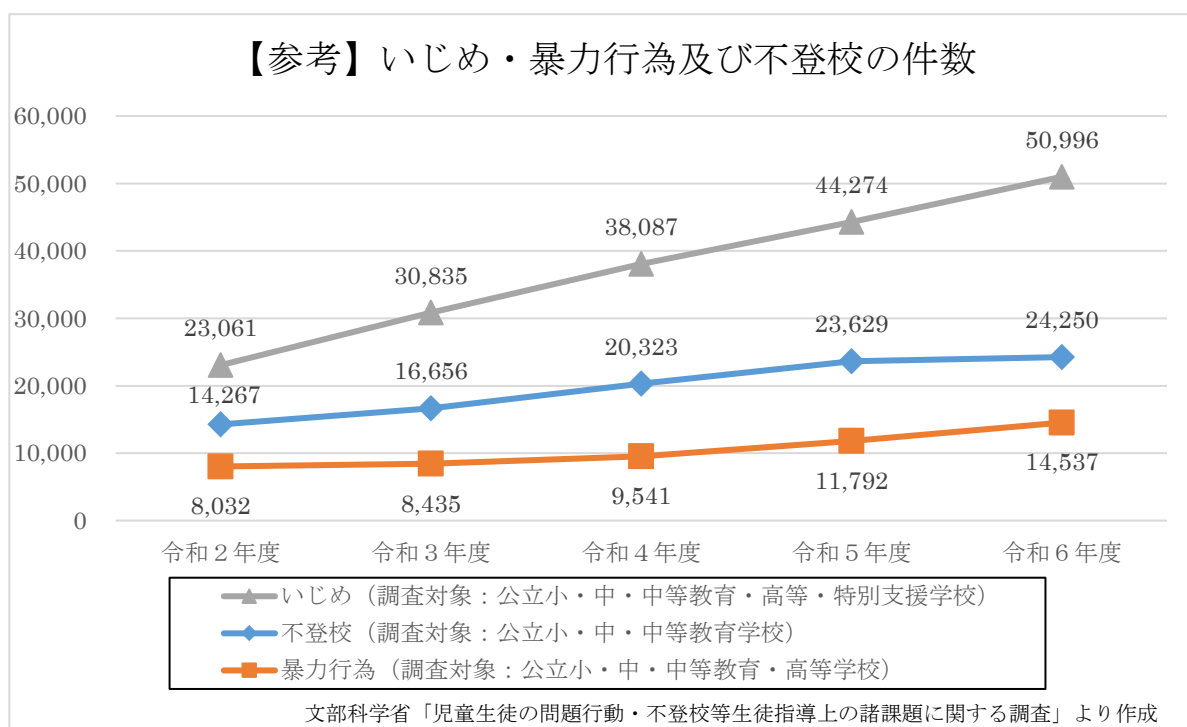
不登校児童・生徒の社会的自立を目的として、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む）を、在籍校と連携して組織的・計画的に行うために、市町村教育委員会が設置。

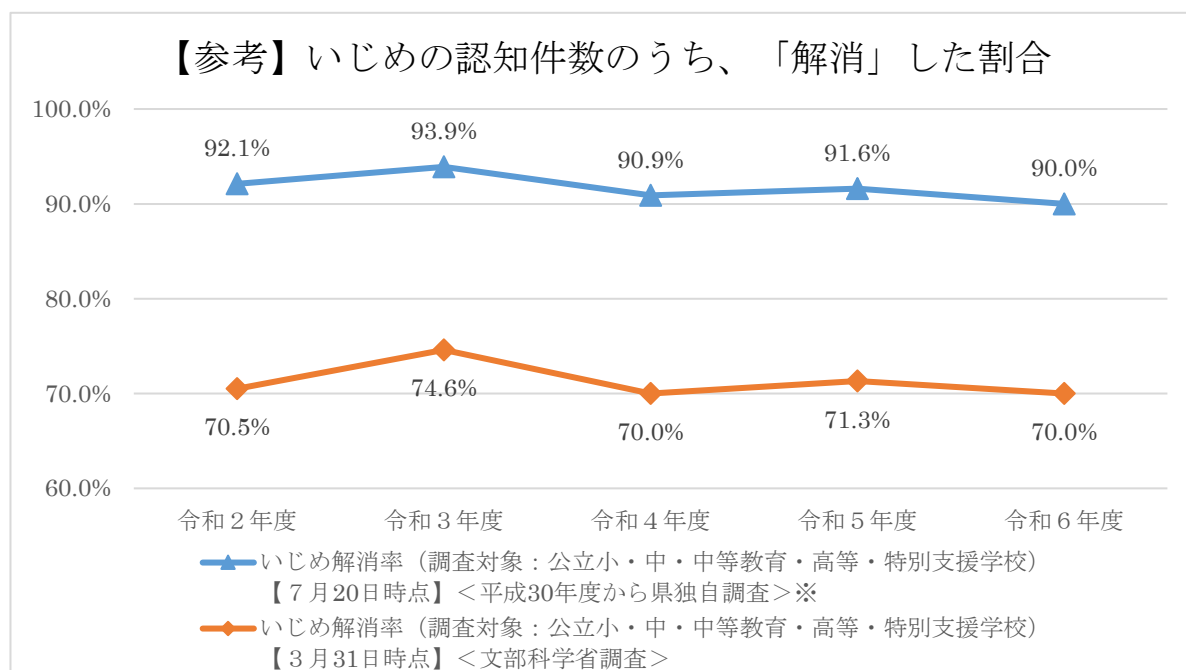
¹⁸ 学校緊急支援チーム

児童・生徒及び教職員の死亡などの重大な事案が発生した際に、学校への指導・助言や、児童・生徒、保護者等の心のケアなどの支援を行うチーム（臨床心理士や県教育委員会の指導主事等で構成）。

今 後 の 取組方針	・ より実効性のある研修となるよう、基礎的な講義に加え、受講者の校種を踏まえた事例検討等の演習をするなど、内容の工夫・改善を図る。 ・ 引き続き研修講座を実施し、ソーシャルワークの視点を持つ教員の増加を図る。
取組6 教育相談事業の実施	
主な取組	・ 子どもたちの抱える様々な悩みや困りごとに対応するため、児童・生徒及び保護者等を対象に、県立総合教育センターで来所相談、電話相談、電子メール、SNS等による相談を実施し、合計16,821件に対応した。 ・ 多様なニーズに適切に対応していくため、より専門性を高める研修（計14回）や外部講師を活用したケース会議（計6回）等を通して相談員のスキル向上を図った。
今 後 の 取組方針	・ 更に多くの中高生の利用につながるよう、引き続き、SNSによる相談の周知カードの配付やポスターの掲示に加え、1人1台端末へのデジタルポップの配信を通して、周知していく。 ・ 児童・生徒の命にかかわる緊急性を要する相談を含め、多様化・複雑化する相談ニーズに適切に対応していくため、より専門性を高める研修やケース会議等を通して、引き続き、相談員のスキル向上を図る。
取組7 いじめ防止の研修の実施	
主な取組	・ 「いじめ防止対策推進法」及び「神奈川県いじめ防止基本方針」等に対する教職員の理解を深めるため、生徒指導担当者会議等がいじめに関する情報提供を行い、事例検討を行うなど、各県立学校で実施するいじめ防止の研修の充実に努めた。
今 後 の 取組方針	・ 引き続き、各種会議においていじめに関する情報提供を行い、各学校で実施するいじめ防止の研修の充実に図ることにより、いじめに対する教職員の理解を深め、各学校でいじめを早期に発見し、組織的に対応できるようにする。
取組8 かながわ子どもサポートドックの実施	
主な取組	・ 困難を抱える子どもを早期に把握し、プッシュ型面談等により医療・福祉等のアウトリーチにつなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組の推進を図った。 ・ 県立高等学校及び県立中等教育学校では、困難を抱える子どもを効果的に把握するため、学校の実情に応じて、1人1台端末等を活用した生徒へのアンケートを年2回以上実施し、校内会議での情報共有やプッシュ型面談等に活用した。 ・ 公立小・中学校（政令市を除く）については、市町村教育委員会や学校を対象に、スクールソーシャルワーカーアドバイザー等がスクリーニング等の研修を実施するとともに、「子どもサポートハンドブック」の周知を図った。
【「かながわ子どもサポートドック」のしくみにより児童・生徒が専門的な支援につながった割合（県子ども教育支援課、県学校支援課調べ）（再掲）】	

	【単位:%】					
	年度	R5	R6	R7	R8	R9
	目標	—	75.0	80.0	85.0	90.0
	実績	—	88.6	88.1		
	達成率 (%)	—	118.1	110.1		
	○達成率:88.1÷80.0×100=110.1%					
今 後 の 取 組 方 針	- 県立高等学校及び県立中等教育学校における実施状況や好事例、課題等を収集し、取組について検証していく。また、検証結果を踏まえ、生徒へのアンケートの内容の改善や好事例の周知等により取組の充実を図る。 「かながわ子どもサポートドック」の取組実績等を市町村教育委員会や学校と共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携した教育相談体制の強化を図る。					





※ 当該年度内に認知したすべてのいじめについて、各学校が、年度を越えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守り続ける必要があるため、「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」では、平成30年度分の調査から、当該年度内に認知したいじめの翌年度の7月時点における解消率を調査項目として新たに加えた。

2 インクルーシブ教育の推進

① 多様な学びの場のしくみづくり

取組1 インクルーシブ教育の推進にかかる環境整備・普及啓発	
主な取組	- 生徒が安心して学校生活を送れるよう、「県立高校改革実施計画（Ⅲ期）」でインクルーシブ教育実践推進校¹⁹に指定された4校で、リソースルーム²⁰等の設備整備を進めた。 - 公立中学校等において適切な進路相談ができるよう、公立中学校等を対象とした「中学校・高等学校進路相談連絡会」を2回開催したほか、全公立展におけるブースの設置等、実践推進校に係る情報の更なる発信に努めた。 - より広く県民に本県の考え方等を知っていただけるよう、「インクルーシブ教育推進フォーラム」を2回開催したほか、著名人や有識者等が出演する動画を配信するなど、一層の普及・啓発に取り組んだ。
今後の取組方針	- インクルーシブ教育実践推進校に係る成果と課題を総括するため、18校におけるこれまでの取組の検証を進める。 - 公立中学校等へ情報発信を行うため、引き続き、「中学校・高等学校進路相談連絡会」を開催するほか、実践推進校に係る情報発信の更なる強化を図る。 「インクルーシブ教育推進フォーラム」にとどまらず、人が集まる場所やイベントに出向いた情報発信の強化等、理解・啓発の取組を充実させる。

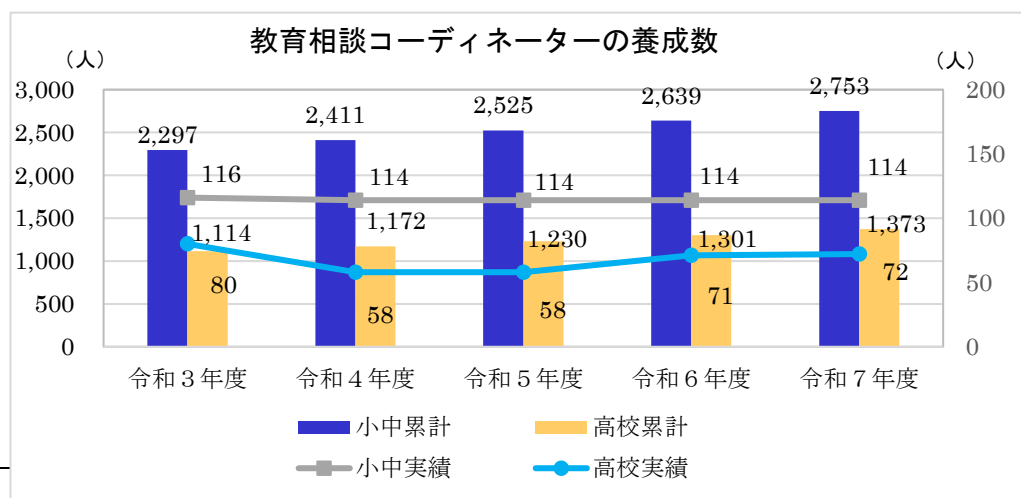
¹⁹ インクルーシブ教育実践推進校

「県立高校改革実施計画」の中で、障害のある生徒の高校教育を受ける機会を拡大するため、知的障害のある生徒を対象とした特別募集を18校で実施し、すべての生徒が同じ場で共に学び共に育つ取組を実践している。

²⁰ リソースルーム

特別募集で入学した生徒ができるだけホームルーム教室等で共に学びながら、キャリア教育などで小集団による指導を受けるほか、生徒の必要に応じて個別指導を受けることができるようにするための教室。

取組2 義務教育段階におけるインクルーシブ教育推進の取組	
主な取組	・ 教育相談コーディネーターである教員の授業の負担を軽減することを目的として、非常勤講師を公立小学校（政令市を除く30市町村の30校）に配置し、コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備した。 ・ 県内市町村におけるインクルーシブ教育の主体的な推進を図るため、「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」や全県指導主事会議等において、各市町村教育委員会や教職員等へ各学校の取組事例等について情報発信した。 ・ 「フルインクルーシブ教育推進市町村」である海老名市と連携し、校内支援体制整備に向けた調査・研究を進めたほか、取組の推進に向けた機運醸成を図るため、県民・教職員等との「対話の場」を、メタバースを含めた様々な形で実施した。
今後の取組方針	・ 校内支援体制整備事業（政令市及び海老名市を除く29市町村29小学校）を継続するとともに、海老名市内全小・中学校（19校）におけるコーディネーターを中心とした校内支援体制の整備を図る。
取組3 県立高校の通級指導 ²¹ 導入校の取組	
主な取組	・ 障害による学習上・生活上の困難の克服のため、県立高校5校を通級指導導入校として指定し、自校において、対象生徒の学習上・生活上の困難の把握や個別の指導計画の作成により、生徒一人ひとりに寄り添った指導を行った。 ・ 県立横浜修悠館高等学校において、県立高校等に在籍する生徒を対象とする他校通級指導を実施した。 ・ 通級指導導入校同士のオンライン情報交換会を開催し、各校の対応についての共有を図った。
今後の取組方針	・ 通級による指導以外でも、相談支援の実施など、生徒がより一層安心かつ集中して授業に臨めるよう、引き続き、人権教育等の視点を含めた校内支援体制の構築及び指導方法を工夫・改善する。 ・ 通級指導導入校以外の生徒に対しても機会を広げられるよう、県立横浜修悠館高等学校で実施している他校通級について、通級指導導入校以外の実務を担う教員へ引き続き周知する。
取組4 教育相談コーディネーターの養成	
主な取組	・ 児童・生徒が抱える困難への適切な支援と校内教育相談体制の充実をめざし、学校内外の人的・物的資源をコーディネートできる人材の養成を図るため、公立小・中学校（政令市・中核市を除く）及び県立学校の教員等を対象に「教育相談コーディネーター養成研修講座」を実施した。



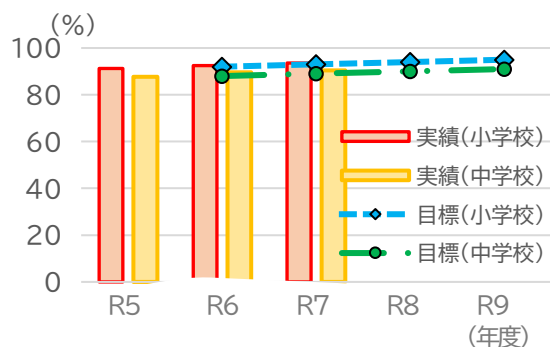
21 通級指導

障害のある生徒（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害を主たる障害とする生徒）に対して、大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導を行うこと。

今後の 取組方針	子どもの教育的ニーズについて教員間の共通理解を図り、校内や家庭で児童・生徒が抱える困難への適切な支援の方法と校内教育相談体制が充実できるよう、講座内容のより一層の充実を図る。
-------------	---

【「人が困っているときは、進んで助けています」と思う児童の割合（公立小学校）・生徒の割合（公立中学校）（文部科学省 全国学力・学習状況調査）（再掲）】

【単位：％】



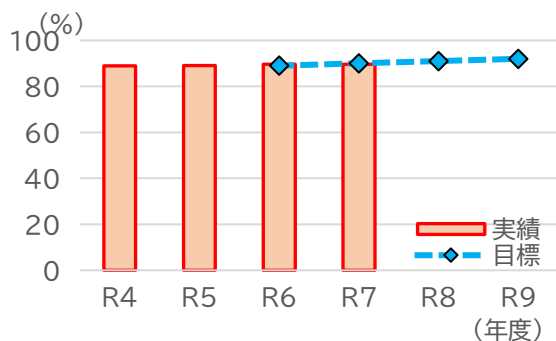
年度		R5	R6	R7	R8	R9
目標	<小>	—	92.0	93.0	94.0	95.0
	<中>	—	88.0	89.0	90.0	91.0
実績	<小>	91.3	92.5	93.6		
	<中>	87.7	89.6	90.4		
達成率 (%)	<小>	—	100.5	100.6		
	<中>	—	101.8	101.5		

○達成率:<小学校> $93.6 \div 93.0 \times 100 = 100.6\%$

<中学校> $90.4 \div 89.0 \times 100 = 101.5\%$

【「中学生の時よりも人を思う気持ちが身についた」と思う生徒の割合（県立高校）（魅力と特色ある県立高校づくりについてのアンケート調査）（参考）（再掲）】

【単位：％】



年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9
目標	—	—	89.0	90.0	91.0	92.0
実績	88.9	89.0	89.6	91.1		
達成率 (%)	—	—	100.6	101.2		

○達成率: $91.1 \div 90.0 \times 100 = 101.2\%$

② 専門的な指導や支援の充実

取組 1 県立特別支援学校生徒の就労支援

- 主な取組
- 障害者雇用精通した民間企業の退職者等である社会自立支援員を活用し、卒業生等へのアフターフォローなど生徒等のニーズに合わせて支援を行ったほか、就労先・実習先として233事業所を新規開拓した。
 - 障害者雇用や現場実習などを検討している企業等の参考となる情報を、ホームページで周知した。
 - 清掃技能検定を開催し、延べ393名の生徒が受検した。また、審査員養成研修を開催し、延べ220名の教員が受講した。



審査員養成研修の様子

	清掃技能検定受検者数及び受検校数 ■受検者（人） ■受検校（校） ※分教室を1校としてカウント <table><thead><tr><th>年度</th><th>受検者（人）</th><th>受検校（校）</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和3年度</td><td>396</td><td>24</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>497</td><td>48</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>515</td><td>48</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>526</td><td>44</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>393</td><td>42</td></tr></tbody></table>	年度	受検者（人）	受検校（校）	令和3年度	396	24	令和4年度	497	48	令和5年度	515	48	令和6年度	526	44	令和7年度	393	42
年度	受検者（人）	受検校（校）																	
令和3年度	396	24																	
令和4年度	497	48																	
令和5年度	515	48																	
令和6年度	526	44																	
令和7年度	393	42																	
今後の取組方針	・ 社会自立支援員が開拓した新規実習協力事業所等の情報を有効活用するため、引き続き社会自立支援員連絡会議等で、各学校における効果的な活用方法を検討し、実施する。 ・ より多くの企業等が障害者雇用に当たって参考にできるよう、引き続きホームページで現場実習の理解啓発リーフレット「自立をめざして」の周知を図る。 ・ 清掃技能検定について、継続した取組ができるよう、学校や関係機関と連携を更に進めていく。																		
取組2 県立特別支援学校における医療的ケア児支援の充実																			
主な取組	・ 医療的ケアの必要な児童・生徒の通学を支援するため、対象となる医療的ケア児が在籍する17校において、スクールバスもしくは福祉車両等を活用した通学支援の取組を実施した。 ・ 医療的ケアに従事する看護師を5名増員した。																		
今後の取組方針	・ 医療的ケア児の教育の機会の確保と保護者の付添いの負担解消のために、事業者の参入条件の拡充や利用機会の拡大に向けて検討会議を開催し、保護者がより利用しやすい環境整備を進めていく。 ・ 看護師の人材確保のため、引き続きホームページ、SNS等を利用した募集を行っていくとともに、ポスターや動画を使った募集を行う。																		
	県立特別支援学校に在籍する児童・生徒の医療的ケア数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>ケア承認人数</th><th>ケア延べ数</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和3年度</td><td>230</td><td>709</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>232</td><td>714</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>238</td><td>711</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>232</td><td>707</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>243</td><td>787</td></tr></tbody></table>	年度	ケア承認人数	ケア延べ数	令和3年度	230	709	令和4年度	232	714	令和5年度	238	711	令和6年度	232	707	令和7年度	243	787
年度	ケア承認人数	ケア延べ数																	
令和3年度	230	709																	
令和4年度	232	714																	
令和5年度	238	711																	
令和6年度	232	707																	
令和7年度	243	787																	
取組3 県立高校における障害のある生徒に配慮した就労支援																			
主な取組	・ 各学校でキャリア教育実践プログラムに基づき、生徒の勤労観・職業観を育み、自己理解を進めるインターンシップや講演会を行った。																		

今 後 の 取 組 方 針	・ 県庁でのインターンシップについては、配慮が必要な生徒を含め、希望するすべての生徒が就労体験できるように、積極的に受入れを図る。
------------------	---

3 「外国につながるのある児童・生徒」への指導・支援の充実

① 「外国につながるのある児童・生徒²²」への更なる指導・支援の充実

取組1 外国につながるのある児童・生徒への支援体制の充実	
主 な 取 組	・ 日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が5人以上在籍する学校（政令市を除く公立小学校109校、公立中学校47校）の国際教室に、担当教員を配置した。 ・ 外国籍の子どもの在留資格等について理解を深めるために、在留資格に関する専門知識を有する行政書士を講師に招き、担当教員に対する研修会を行った。 ・ JICA横浜と連携し、インクルーシブな学校・地域づくりの実現に向け、外国につながるのある児童・生徒へのより効果的な支援策について、愛川町教育委員会と共に開発・普及を図る地域プロジェクトを継続して実施した。
今 後 の 取 組 方 針	・ 日本語指導・母語通訳、特別の教育課程の効果的な実施等についての更なる検討のため、市町村教育委員会担当指導主事や国際教室担当教員が参加する協議会の対象者を拡大するなどして、各学校における効果的な指導の充実を図る。 ・ 愛川町教育委員会及び学校と共に取り組む地域プロジェクトについては取組の中心となる愛川町教育委員会と協働しつつ、グローバルな視点からのインクルーシブな学校づくりと、その実現に向けた地域における支援ネットワークの構築等について、全県に周知し、他地域での活用をめざす。 ・ 外国籍の子どもの就学促進について、市町村教育委員会と情報共有や協議を継続して実施する。
取組2 多文化教育コーディネーター ²³ や学習支援員 ²⁴ の派遣	
主 な 取 組	・ NPO等と連携して、多文化教育コーディネーター、サポーター及び学習支援員等を、外国につながるのある生徒が多く在籍する県立高校に派遣し、学習や学校生活を継続的に支援した。 ・ 横浜北東・川崎地域の日本語指導が必要な生徒が多く在籍する県立高校4校に、日本語指導員を配置するとともに、プレスクール及び週末地域日本語・学習支援を行い、入学前から卒業までの支援を実施した。 ・ 生徒の指導上、保護者等との意思の疎通を図るために通訳を必要とする場合、通訳の派遣に係る費用を措置し、外国籍生徒等が円滑な学校生活を送れるように支援した。
今 後 の 取 組 方 針	・ 多文化教育コーディネーター、サポーター及び学習支援員等の派遣については、国の補助事業も活用しながら適切な派遣に努める。 ・ 引き続き、日本語指導員を配置するとともに、プレスクール及び週末地域日本語・学習支援を実施するなど、入学前から卒業までの支援を実施する。 ・ 日本語指導が必要な生徒が多い学校を対象とし、同時翻訳機能を搭載した機器を試行的に導入し、効果や課題等について検証を行う。

²² 外国につながるのある児童・生徒

日本国籍であっても母語が日本語でない児童・生徒や家族が外国にルーツを持つ児童・生徒など、外国籍を持つ児童・生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景を持った児童・生徒。

²³ 多文化教育コーディネーター

日本語を母語としない生徒が、学校生活を円滑に送ることができるよう、各学校と相談の上、適切なサポーターを選任。日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートする。

²⁴ 学習支援員

日本語の理解が十分でない生徒が、円滑に学習に取り組むことができるよう、各学校と相談の上、必要な支援を行う。学習支援スタッフとしてかながわハイスクール人材バンクに登録された者で、かつ、外国につながるのある生徒の母語や文化について理解のある者。

取組3 日本語を母語としない生徒の県立高校進学への支援	
主な取組	・ 県が実施する「県外・海外・私立等からの志願者説明会」及び各学校で行う学校説明会や入学予定者説明会に通訳者を派遣した。 ・ NPOとの協働により、多言語版（10か国語）の「公立高校入学のためのガイドブック」を作成・配布するとともに、多言語版（10か国語）のインターネット出願システムのマニュアルをホームページに掲載し、周知した。 ・ 県内6か所で外国につながりのある受検者を対象に「高校進学ガイダンス」を開催した。
今後の取組方針	・ NPOとの連携を深め、通訳派遣や多言語版の「公立高校入学のためのガイドブック」やインターネット出願システムのマニュアルの更なる充実を図る。 ・ 日本語を母語としない生徒の高校進学に関する多言語版の情報について、引き続き、ホームページで周知する。 ・ 「高校進学ガイダンス」の開催を、より多くの生徒や保護者に周知していくため、中学校や協力団体を通じたこれまでの周知に加え、ホームページの充実など、より一層効果的な方法を検討する。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 共生社会の実現のためには、いのちと人権、そして人々の多様性を尊重する心を養う教育が必要である。SNSの進化等社会環境の激変期にあって、教育の重要性は高まってきている。今後とも、子どもたちの「社会力」を育てる取組の充実に期待したい。
- 共生社会づくりにかかわる人づくりについては、かながわ教育ビジョンの理念に基づく施策として様々な教育課題に対して適確に策定され、きめ細かく推進されていると高く評価できる。今後もこれらの取組の更なる充実が求められる。

【中柱1—①について】

- 他国では悲惨な戦争が行われている中、「いのちの授業」を実践することは殊更意義を持ってきている。地道な取組であるが、ぜひ更なる普及啓発と実践事例の共有に努めていただきたい。

【中柱1—②について】

- 「かながわ子どもスマイルウェーブ」など地域の大人たちが子どもの育ちを応援する運動は評価できる。不登校やいじめなどを減らすためには学校だけでは限界がある。「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」のPTA協議会等との連携や、地域住民や地域資源（医療・居場所など）との交流、連携をもっと進めていただきたい。

【中柱1—③について】

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザー、アドバイザーを配置していることは高く評価できる。しかしこれらの職種が学校だけでなく生徒の間に定着するためには、専門性向上のための取組と多くの経験の積み重ねが必要である。長期的展望にたった育成とともに、自殺、虐待、不登校、非行、貧困、ヤングケアラーなどの課題については、児童相談所など福祉部局との連携を検討（推進）していただきたい。「かながわ子どもサポートドック」の取組に期待する。
- 年々増加する不登校児童・生徒への対応策がきめ細かく網羅されており、丁寧な取組を高く評価する。近年の不登校の理由についてはこれまでよりも多様で複雑化しており、これらの取組の更なる活用の推進と、学校と専門職員、関係機関との連携協働を期待したい。

【中柱2—①について】

- 主な取組については課題に対して適確な内容と方法で成果が見えており、高く評価できる。更に理解と協力が得られるように啓発と「フォーラム」等を通じての外部への情報発信の強化が求められる。また、教育相談コーディネーターの研修講座と校内支援体制の充実が期待される。

【中柱2—②について】

- 民間企業退職者等を活用した社会自立支援員の取組や医療的ケア児の教育機会確保の取組は評価できる。しかし、医療的ケア児の保護者の負担はまだ多いため、引き続き教育機会の確保と保護者の負担軽減策の充実に期待する。

【中柱3—①について】

- 国際教室への担当教員配置、JICA横浜との連携、日本語指導員の配置など様々な取組は評価できる。引き続き各エリアの特徴に見合った支援を期待する。